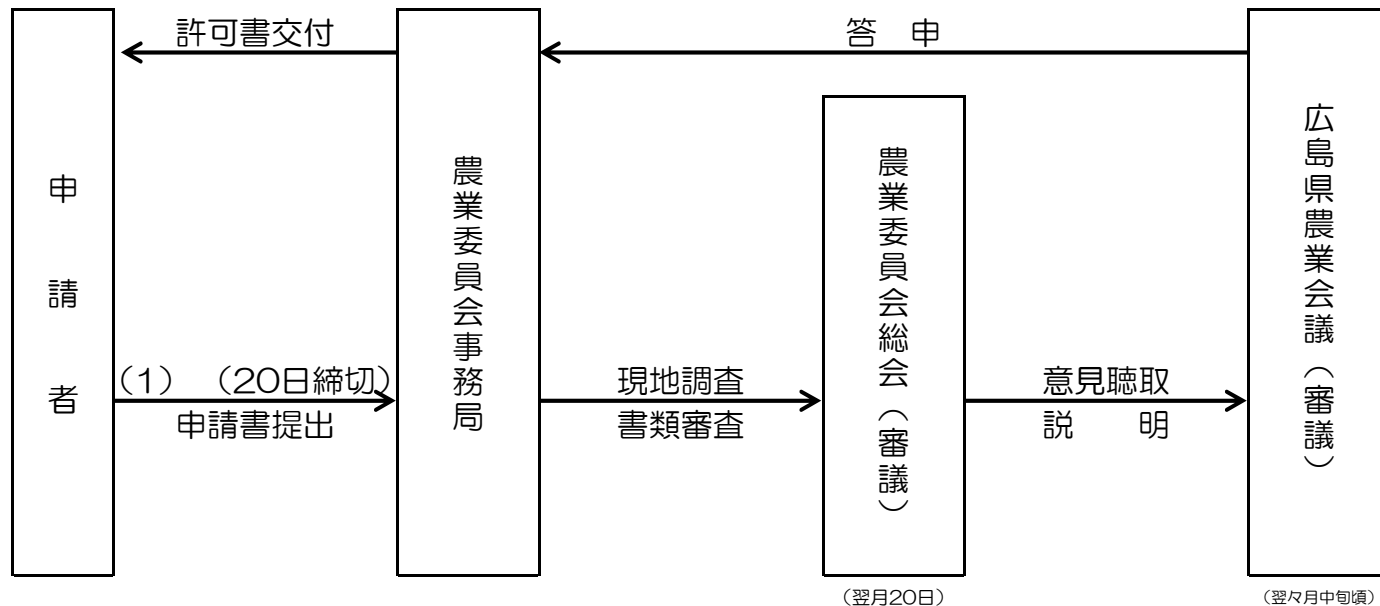


申請から許可まで（農地法第4・5条）



- (1) 許可申請は、毎月20日(閉庁日(土日・祝日等)の場合は直前の開庁日)に締め切り、翌月の農業委員会に諮ります。
- (2) 農業委員会総会は原則として毎月20日(閉庁日(土日・祝日等)の場合は翌開庁日)に開催します。
- (3) 広島県農業会議は、原則として毎月18日(18日が休日等の場合は、その休日等の前日)に審議されます。
(転用面積が30アール超、農地区分が第1種農地、その他農業委員会が意見聴取が必要と判断するものは広島県農業会議への意見聴取後に許可(不許可)となります。)